

經濟論叢

第123卷 第1・2号

マルクスにおける生産諸力の概念について(2)……平 田 清 明	1
自由保有地における 旧体系の壊顔と慣習保有地の情況……………尾 崎 芳 治	24
国債発行と資本蓄積……………池 島 正 興	54
ヒュームの学問・技芸論……………田 中 秀 夫	82
The Engineering Magazine と原価管理……………田 井 修 司	99

昭和54年1・2月

京都大學經濟學會

ヒュームの学問・技芸論

——ヒュームの文明社会史論の祖型——

田 中 秀 夫

はじめに

ルソーの『学問・技芸論』（1753）の公刊は、アンシャン・レジームのフランスにおいて大きな反響をひきおこした。その理由は、文芸の都を誇った啓蒙の地に、それが学問・技芸の発展は習俗の墮落以外の何ものももたらさなかったという同時代人には逆説としか思えない、全く新しい発想に立つ思想を展開したからであった。このことにすでに啓蒙思想家の中でのルソーの特異性が明瞭に示されている。そして本稿でとりあげるヒュームも例にもれず、ルソーの文明社会＝墮落史論¹⁾とは立場を異にした。

ヒュームは1742年に公刊された『道徳・政治論集』第Ⅱ部の中に、ルソーに先立って、「技芸と科学の興隆と進歩について」と題する、その中では最長編の論説を取めた。このテーマ自体は、直接にはW・テムプルの『古代と近代の学問について』（1692）以来の古代・近代優越論争の一環として幾度かとりあ

1) ルソーの文明史観については、木崎喜代治『フランス政治経済学の生成』1976、未来社、第六章を参照されたい。

2) スコットランド学派の文明社会史論については、佐々木武「スコットランド学派」における「文明社会」論の構成（一）～（四）、国家学会雑誌、85巻7・8号～86巻1・2号、が優れた視角から総体的展望を与えている。（但し、ヒュームは省かれている。）他に、Skinner, A., *Economics and History—The scottish enlightenment*, Scottish Journal of Political Economy, Vol. 12, Feb., 1965. またスコットランド歴史学派を含むスコットランド啓蒙については水田洋氏の一連の論稿を参照のこと。Skinnerの一連の研究については小林昇氏の批評、『小林昇経済学史著作集Ⅴ J・ステュアート』1977、未来社、Aの五を、及びミックの社会発展の四段階説の生成一展開史をフォローした労作、*Social Science and the Ignoble Savage*, Cambridge, 1976 に関しては、木崎喜代治氏による紹介、専修大学社会科学研究所年報 No. 153, 1976. 6. 小林昇氏の批評、『小林昇経済学史著作集Ⅱ 国富論研究(2)』1976、未来社、所収「『国富論』の歴史像と原始蓄積」の五を参照のこと。

げられたものであったが、ヒュームのこの論説は、広大なパースペクティヴをもつ力作であり、スコットランド啓蒙の起点に立ち、スミス、ミラー以下一群の巨星に大きな影響を与えたヒュームの文明社会史論の特徴的な一環を形成するテーマを展開したものであって、ヒュームの思想史的位置を究明する上でも、また作品それ自体としても、興味深い論説である³⁾。本稿は、この論説を中心に、『道徳・政治論集』におけるヒュームの文明社会史論（社会の発展論）——といってもそれは政体論から、習俗論、文芸論にいたるまできわめて広範であり、限られた言及しか行えない——を分析対象とする。わが国におけるヒューム研究の立遅ゆえに、まずこの論説の論旨を詳しく追究することから始めた³⁾。

I

ヒュームはその「学問・技芸論」⁴⁾（前述の論説をこのように略称する）を、偶因 *chance* と原因 *cause* の区別が精細な識別力と慎重な取扱いを要する理由の説明から始めている。

ヒュームによれば、この区別には適用しうる一般的原則がある。すなわち、

3) 『道徳・政治論集』第I部(1741)には15の論説が収められ、第II部(1742)には12の論説が収められたが、文明社会史論としての性質が最も強いものはここでとりあげる論説であって、他に歴史的考察のウェイトが高いものは、前者所収の「統治の第一原理について」「自由と専政について(のち「市民的自由について」と改題)」「党派一般について」等であるが、これらの論説はいずれも原理の確立を目的とするものであって、本来の史論ではない。しかし原理は基本的には人間本性に関する認識と歴史的観察とからひきだされており、ヒュームの文明社会論は、現実・史実から原理を確立し、その原理によって現状を批判するという形で展開されている。前者に収められた「出版の自由について」「議会の独立について」「イギリスの政体は絶対君主政に傾くか、それとも共和政に傾くか」「グレート・ブリテンの政党について」といった時論的テーマの取扱い方も同じである。このように見方によっては歴史の重要性は決定的でさえある。本稿で文明社会史論と表現するとき、定義は緩やかなものである。文明の起源論から始まり近代の市民社会に到る展開史という基準を満たすのは本稿で取りあげる論説だけである。もちろんこのことは、『道徳・政治論集』を一種の史論として読むことを否定するものではない。なお、他の論説への関説は必要最小限にとどめる。また、『道徳・政治論集』の全体に分散しているヒュームの文明史的考察からより包括的なヒュームの文明社会史論を再構成することは本稿では果されない。

4) *Of the Rise and Progress of the Arts and Sciences*. テキストは T. H. Green and T. H. Grose, *The Philosophical Works of David Hume*. Vol. III. (1875), 1912. 以下引用注はページのみを記す。なおこの論説のテーマは狭くは『政治論集』(1752)の「技芸における洗練について」、広くは『イギリス史』(1754—62)の一環となって行く。

「少数の人びとに依存すること」は偶然または未知の原因に属し、「多数から生じるもの」は確定された既知の原因から説明してよい。その原理が妥当する理由は二つあって、一つはサイコロが示すような確率論的基礎、もう一つは、多数に作用を与える原因の原理は、本性上、気まぐれや好みに作用しないということである⁵⁾。

この原理から判断して、推理と観察の主題により適しているのは「外国のことがら（外交）と国家の激しい革命」ではなく「国内のことがら（内政）と国家の漸次的変革」である。したがって「移転の諸法令⁶⁾と交易 trade および産業活動 industry の増大したのちのイングランドにおける貴族の没落と平民の上昇は、カール五世没後のスペインの衰退およびフランス君主政の興隆以上に容易に一般原理によって説明できる」し、「どこかの王国における商業の興隆と進歩を説明することは、学問のそれを説明することより容易である。」また国家は学問を奨励するより商業を奨励する方がいっそう成功を保証される。というのは「貪欲すなわち利得の欲望は、すべての時代に、すべての場所で、またすべての人にはたらきかける情念である。しかし、好奇心、すなわち知識の愛はきわめて限られた影響しかもたず、またそれに人を支配させるためには、若さ、余暇、教育、才能および実例を必要とする」からである⁷⁾。

このようにしてヒュームによれば、民衆の感情は確率論的基礎から推理の対象となりうるし——それが他ならず『人間本性論』であった——内政、漸次的変革、商業の発展は一般原理による説明に適しており、外交（対外戦争）と激しい革命や学問の興隆は適していない。

しかし「どの国でも科学の開拓者はつねに少数である。……かれらの趣味と判断力は繊細である……したがって偶然が……すべての洗練された技芸の興隆

5) pp. 174-5.

6) ヘンリーVII世の法令をさす。なおこの法令と産業活動の増大がイングランドにおける貴族の没落と平民の上昇の原因だとする認識は『イギリス史』のヒュームが再確認したものである。さしあたり田中敏弘「政治思想におけるヒュームとスミス」『経済学論究』30-2, 1976, 7, 17ページ参照。（この論稿は後掲の著書を中心とするフォーブズのヒューム研究の包括的な紹介である。）

7) pp. 165-6.

と進歩に大きな影響を与えるにちがいない」とはいえ、ヒュームは原理による説明を断念するわけではなく、四つの原理を確立する。それが可能な理由は、科学の開拓者はすべての国民・時代をとわずつねに少数派だが、民衆によっていわば分有されているからであって、したがってこの問題は「必ずしも少数者の趣味、才能および精神にかんする問題ではなく、全人民のそれらにかんする問題」なのである⁸⁾。

ヒュームが確立する原理的観察とは次の四つである。

I. 「人びとが自由な政体の祝福を享受するのでなければ、いかなる民族のあいだにも、最初に技芸と科学が興隆することは不可能である。」⁹⁾

II. 「多数の隣接する独立国家が商業と政策で結合されることほど、洗練と学問の興隆に好都合なことはない。」¹⁰⁾

III. 「これらの高尚な植物の適切な苗床は自由な国家であるけれども、しかしそれらはどの政体にも移植できる。また共和国は科学の成長に最も好都合であり、開明君主政は洗練された技芸の成長に最も好都合である。」¹¹⁾

IV. 「技芸と科学がいずれかの国で完成に達するとき、その瞬間から、それらは自然に、というよりむしろ必然的に衰退し、かつて栄えた国民においてほとんどまたは決して復活しない。」¹²⁾

ヒュームは以上の原理を（第IVの原理は別として）政体の実証的一推測的な社会的、歴史的考察からひきだす。

第Iの原理について。「人びとがいぜんとして野蛮で無知な世界の最初の時代」には人びとは相互の暴力と侵害からの安全を求めて、幾人かの支配者を選び、かれらに「暗黙の信任」を与えるが、そのさいにかれらはこの支配者自身の暴力と不正に対して「法あるいは政治制度」による安全策を構じる知恵がない。もし権威が一人の者に集中され、「征服によってか、繁殖という通常の道

8) pp. 176-7.

9) p. 177.

10) p. 181.

11) pp. 184-5.

12) p. 195.

筋によって」人口が増加すれば、君主は自ら主権の全職務を遂行できなくなり、下級為政者にかれの権威を委任して、各々の地域で平和と秩序を保存させる。しかし、「経験と教育がまだ人びとの判断力をかなりの程度まで洗練していないときには」君主は自分を統制できないばかりか、大臣を統制しようとも思わないし、各従属的為政者に全権を委ねてしまう。ところで一般法の便宜は容易に認識されない。一般法にともなう不都合が「あらゆる為政者の完全な自由裁量の権力から生じる不都合より少ないことを認識するためには、また一般法は、概して、最少の不都合しかともなわないことを認識するためには、偉大な洞察と経験を必要とする」からである。まして国内法 (municipal law) の改善は「ひんばんな試行と勤勉な觀察」のみが導くにすぎない。したがって、技芸と科学の「洗練が生じる以前には君主は無知で教養がない。またかれの統治を一般法にもとづいてバランスする必要性を感知するほどの知識をもたないので、かれはその全権力をすべての下級為政者に委ねる。この野蛮な政策は人民を墮落させ、永久にすべての改善を阻止する。」¹³⁾ 「文明化される以前のこのような統治形態は、人民をきわめて多くの隷従の階級と身分に分割する以外の秘策あるいは政策を知らない。このような状態からは科学、自由学芸、法においてはいかなる改善も期待されないし、また手工業 manual arts と製造業においてはほとんど期待されえない。」¹⁴⁾ ここに知られるように、社会は野蛮と文明の二段階に区分され、前者の状態から後者への発展がいかなる経路をとってなされるかが、ヒューム文明社会史論の基本テーマである。のちにみるように君主政も、すでに知られたような野蛮な君主政と開明君主政 (civilized monarchy) が区別される。またヒュームの奴隷制批判は君主政批判の系論である。

このようにして文明の初期にあっては君主が立法者になるほどの知恵をもつ可能性を否定し、従属的為政者による権力支配=抑圧 (それは法の欠如の背面である) を理由に、学問と技芸の自生的発展を否定したヒュームは、共和国の

13) 以上、引用は pp. 178-9.

14) p. 185.

政体の本性から法が発生し、その法（それは自由の背面である）から学問と技芸が生じると推論する。

「共和国は、その幼年時代には、野蛮な君主政と同じほどわずかの法によって支えられ、無制限の権威をその為政者あるいは裁定者に委任するということが生じるかもしれない。しかし人民によるひんぱんな選挙が権威へのかなりのチェックである以外には、チェックは不可能である。しかし時がたてば、自由を保存するために、為政者を抑制する必要があるには生じ、一般法と法令を生みだすにちがいない。」¹⁵⁾ では法から どうして学問・技芸が生じるのであろうか。

ヒュームによれば、共和国は、いまみたように、たとえ野蛮であったとしても、「必然的に、無謬的作用によって、法の起源となる。」そして「法から安全が生じ、安全から好奇心が生じ、そして好奇心から知識が生じる。」逆に、野蛮な君主国の「抑圧と隷従」の中では科学は決して生じない。法、安全、好奇心、洗練という要因の他に雄弁術、競争（心）も含めた以上のすべての原因が、自由な政体を技芸と科学のための唯一の適切な苗床たらしめるのである¹⁶⁾。

第Ⅰの原理に比して第Ⅱの原理はより理解しやすく思われる。商業と政策（外交）による諸独立国家の結合が、学問・技芸の発展に最も好都合だということの原理の説明を、ヒュームは小国と大国の比較によって行ない、小国家への分割を学問・技芸の発展に適合的だと主張するのであるが、基本的な視点はのちにみるように、ヘラスとしての文化的一体性を保持したギリシャの諸都市国家の様相を近代ヨーロッパに二重化してみるというものである。

ヒュームによれば、「ただ一人の者が巨大な影響力をもつ大国の政体はやがて絶対的となるが、小国の政体は自然にコモモンウェルス（共和政）へと変化する。」大国の政府が絶対的となり専政となるのは、(1)国土の広大さゆえに、暴

15) p. 179.

16) pp. 180-181.

動が伝わり難く、動揺をかきたてることがない、(2)民衆の交通が少ないためにわずかな技術で民衆を服従させる、また(3)君主をほとんどみることのない民衆は迷信的な崇拜の念をもつ、最後に(4)大国は君主の栄華を保つのに巨大な出費が可能であり、それがあつた種の人びとには魅力であつて、かれらを隷従させるのに役立つからである¹⁷⁾。

これに対して小国では事情は逆である。(1)抑圧行為はただちに全体に知れわたり、(2)不平と憤激の声は容易に伝えられ高まる。(3)臣民は主権者との大きな格差をみとめない。(第4点での逆をヒュームはわざわざ指摘していない。)しかしこれらの点よりもヒュームは、小国家への分割が、権力の増大と権威の増進 (progress) を停止させることで学問にいつそう好都合だと主張する¹⁸⁾。

「名声はしばしば主権と同じく民衆には魅力的であり、思想と自由にとって破壊的である。しかし、多数の隣接する国家が技芸と商業の大きな交通をもつところでは、かれらの相互の嫉妬が、趣味と推論の問題において、余りにも軽々しく相互から法を受容することを阻むし、またあらゆる技芸の産物を最大の注意と正確さをもって調べさせるのである。」ところで民衆の意見は容易に伝播しない。一国の支配的な偏見によってチェックをうけるからである。しかし「自然と理性」は、すべての障害をつき破って、最大のライヴァルである諸国民に相互の差異を尊重させることができる¹⁹⁾。文化的・経済的交通関係をもつ国家間の嫉妬が、相互の技芸と学問の成果を研究させ、かくして相互に刺激しあいながら各国民が独自の発展をとげて行くこと、これはヒュームにとって経験が確立する原理であるとともに、その理想とするところでもあつた。

ヒュームによれば、古代ギリシャはまさにそういう状態であつた。地理的の近接、同一の言語と利害関心の紐帯によって結合されていたギリシャ諸国家は公国から共和国となり、通商と学問の緊密な交通関係に入ったのであつた。幸福

17) p. 181.

18) pp. 181-182.

19) p. 182.

な風土、土地の肥沃も含めてあらゆる事情が技芸と科学の興隆に好都合であった。各国の芸術家と哲学者は相互の趣味に屈することなく論争し、知力を鋭くすました。しかし、ローマの「カトリック教会が文明世界に拡がって時の全学問を独占したのちに、……これらのさまざまな学派はすぐに滅び、逍遙学派の全面支配となってあらゆる種類の学問の墮落へと到った。しかし、人類はついにこの軛をふりはらい、事態は今日ではほとんど以前の状態に復帰した。そしてヨーロッパは現在では、ギリシャが以前にミニアチュアでの一つの型であったものの拡大版である。」そして前世紀にフランス国民が好んだデカルト哲学は、その弱点を発見した他の諸国民により反対され、ニュートン哲学も外国人から最も敵しい吟味をうけた。しかし、これは、すでに知ったように、学問の発展に好都合なのであって、ヒュームはイギリス人とフランス人が現在、相互に文化的に是認しはじめているとつけ加えている²⁰⁾。

コスモポリタンであったヒュームのヨーロッパ主義とはこのような国民単位での文化的自立（政治的独立はその前提である、但し交通の拡大は、当然、文化・習俗の相互侵透をもたらし、国民性を次第に接近させるであろう²¹⁾。）による相互理解の増進を理念とするものであった。そしてすでに知ったようにヒュームの独占批判＝自由競争支持は、文明の発展——それは市民的自由の確立をもって完成する²²⁾——という総体的視点から発せられたものである。アジアの大国、中国への視点も同様であって、ヒュームによれば独占的な孔子の権威が文明（politeness）と科学の相当の蓄積にもかかわらず、中国の科学進歩の緩慢さの一理由なのである²³⁾。

20) p. 182-3.

21) この点は『道徳・政治論集』第二版（1748）に取められた「国民的性格について」と題する論説での論点である。この論説はヒュームがモンテスキュー・風土論批判を意図したものである。さしあたり大野精三郎「Montesquieu と Hume」*経済研究*、18-2、1967。及び Paul E. Chamley, *The Conflict between Montesquieu and Hume, A Study of the Origins of Adam Smith's Universalism*, in *Essays on Adam Smith*, O. U. P. 1975. を参照。後者はモンテスキューの『法の精神』の成立—刊行とヒュームの該論説の成立との時間的先・後関係を考証して、該論説がモンテスキュー批判を意図したものであることを確定しようとしている。

22) 「自由は市民社会の完成である」（『統治の起源について』）p. 116.

II

第Ⅲの原理は主にフランスの目撃証拠に依存して立てられている。第Ⅰの原理の説明から知ったように、君主国に最初に自生的に法が、したがって技芸と科学が生じることは原理的に不可能である。しかし法はいったん根を張れば頑強な植物であり、人びとの教養の程度や季節の厳しさに影響されない。その理由は、「余暇、財産および才能」をもつ少数者によってしか通常たしなまれない「奢侈の技芸、自由学芸」は容易に失われるが、「あらゆる人びとにとり、また日常生活で、利益であるものは、ひとたび発見されるや、社会の全面的壊滅によるか、それ以前の技芸と文明 civility のすべての記憶を抹殺するような野蛮な侵入者の怖ろしい洪水によって以外には、ほとんど忘れられることがない」からである。また「模倣はこれらのより粗雑でより有益な技芸（必需品産業——引用者）を一風土から別の風土へと移植し、それらを技芸（産業）の進歩において洗練された技芸（奢侈産業）の先行者たらしめる傾向がある。もっとも後者は技芸の最初の興隆と伝播において前者につづいて生じるのであるが。」こうして「これらの原因から開明君主政が生じる。そこでは、自由な国家において最初に発明された統治技術が、主権者と臣民の相互の利益と安全のために保存される。」²⁴⁾

文明の発展にとって土台をなすものが、洗練された技芸²⁵⁾（奢侈の技芸、自由学芸）ではなく、すべての人に有益な法と、日常生活に不可欠な生活必需品を生産する技術（産業）であるという認識は注目すべきものであろう。

ヒュームによれば、このように、すべての人に有益な法と生活必需品生産技術は減びず、したがって学問・技芸も君主政に定着しうる。君主政体は「その

23) p. 183.

24) pp. 185-6.

25) Arts が18世紀に多様な意味に使われたことについては、E. A. J. Johnson, *Predecessors of Adam Smith* (1937), Reprint, 1965. Chap. VIII に詳しい。この論説でのヒュームの Arts の用い方は広義ではあらゆる技巧（話術をも含む）を、狭義では生活必需品生産技術を指すほどに広い。

すべての完成を共和政的形態に負っている」のであって、純粹の専政でさえ、その「法、制度、したがってまたその安定性と秩序」を自由な政体から借りなければならない。しかしながら「野蛮な君主政の広範な専政」は行政と統治の細部にまで浸透するため、これらの改善を永久に阻む。これに対して、君主は権威の行使において制限されないが、従属的為政者が一般法に服従する開明君主政は、政体としては暴政 *tyranny* と呼ばれているが、「正しく慎慮ある行政によって、人民にがまんできる程度の安全を与えることができ、また政治社会の大部分の目的にこたえることができる。」²⁶⁾

ところで開明君主政においてことに進歩するのは洗練された技芸であって、その理由をヒュームは政体の特性から説明する。

開明君主政と共和政とは、人民が「財産の享受」を保全され、統治者が「人びとの野心と貪欲をかきたてる多くの名誉と利益の処分権」をもつ点で同じであって、唯一の差異は「共和国にあっては、【公的】職務への志願者は、人民の投票をえるために下をみななければならないが、君主政にあっては、有力者の恩恵と好意をえるために、かれらの注意を上に向けなければならない」ことである。前者では「勤勉、能力、あるいは知識」によって自己を「有役な」人間にしなければならず、後者では「機知、親切、あるいは礼儀正しき *civility*」によって自己を「感じよく」する必要がある。天才は共和国で成功し、洗練された趣味の人は君主国で成功する。したがって科学は前者に、洗練された技芸は後者により自然に成長する。この差異はさらに学問の自由度によっても規定される。すなわち「その主たる安定性を僧侶と君主への崇敬の念からえている君主政が、宗教、政治学、また形而上学と道徳にかんする推理の自由を一般的に縮少することはいうまでもない。」²⁷⁾ 他方、洗練された技芸——ヒュームは「会話」にそれを代表させている——においては、上述の政体の性質に即してより詳しく次のように説明する。「すべての共和国のように、権力が人民から

26) p. 186.

27) pp. 186-7.

貴族へと上昇して行くところでは、このような丁寧さの洗練はほとんど実行されないものとなりがちである。というのはその方法にしたがえば、全国家が一つの水準近くにもたらされ、国家の各成員は、大いに他人から独立させられるからである。人民はその投票の権威によって利益をえ、貴族はかれらの地位の権威によって利益をえるのである。しかし開明君主国には君主から小農民にいたる長い依存の系列があり、その系列は、財産を不安定にするほどには、あるいは人民の心を意気消沈させるほどには大きくないが、しかし各人にかれの上位者をよろこばせ、自己と教養ある人に最もよく受けいられる範型にしたがって自己形成する性向を生みださせるに十分である。したがって習俗の洗練は君主国と宮廷において最も自然に生じ、またそれが栄えるところでは、自由学芸のどれもまったく軽視ないし軽蔑されることはないであろう。」この文明の洗練としての「丁寧さ」(civility)はヨーロッパの現状では、フランスにおいて最も進んでいるのであって、「オランダで洗練された一スイス人の上品な態度は、フランス人のあいだではぶこつさを表わす。」²⁸⁾

ヒュームは啓蒙の主流に立つ思想家として当然にも古代に対する近代の優越を主張した。当面の問題である「洗練」にかんしてもそうであって、ヒュームによれば「もし洗練における優越が近代にみとめられるとすれば、宮廷と君主政の自然の産物であるギャラントリーの觀念が、おそらくこの洗練の原因として承認されるであろう。だれもこの発明が近代のものであることを否定しない。しかし熱狂的な古代派のいく人かは、それをめかしたこっけいなものだ」と主張したし、また現代への信用よりもむしろ非難だと主張した。²⁹⁾ ヒュームはシャフツベリの『モラリスト』の参照を求め、この問題の検討に入っていく。この論点はヒュームの女性観を示すとともに、決闘(名誉の人)と道徳(有徳の人)との対比にも及んでいて興味なしとしないが、ヒューム自身も脱線を認めるところであり、簡単にふれるにとどめる。

28) pp. 187-8.

29) p. 191.

ヒュームがここで強調するのはギャラントリーの情念の教育的効果である。そして社会の基礎を効用と慣習に求めたヒュームが教育——それはヒュームにおいては習俗の改善と同義である——を重視するのは当然である³⁰⁾。

「私たちが他人にたいして現実の侵害をおかすように導くような粗野な悪徳を矯正することは、道徳の役割であり、また最も一般的な目的である。それがいくらかでも傾聴されないところではいかなる人間社会も存続できない。」かくして礼儀・上品な態度が発明され、「会話と心の交通」を容易かつ快的たらしめてきた。洗練された人は仲間に対し、よく教育された若者は老人に対して、尊重の態度を示す。それは「寛大な配慮」であって、ギャラントリーも女性への寛大さなのである。「自然は男性に、身心双方のより大きな力強さを与えることによって、女性に対する優越を与えたのであるから、かれの行動の寛大さによって、またすべての婦人の性質と意見をよく研究した敬意と従順によって、できるだけこの優越を緩和するのがかれの役目である。野蛮な諸国民は、女性を最も惨めな隷従に貶しめ、監禁し、ぶち、売り払い、殺害することによって、この優越を示している。しかし文明国民のあいだでは、男性は、より明瞭な仕方ではないが、より寛大な仕方、かれらの権威を示す」のである³¹⁾。

第IVの原理に示されたペシミズムは重要である。技芸と科学が一国民で完成にまで到達した瞬間に、必然的に衰退しはじめ再び復活しない、という原理は、技芸が産業活動も包括する概念である限り、イギリスの享受している繁栄への警告を意味しないであろうか。しかしここでヒュームは「高貴な技芸」に限定することによって、そうした含みを断切っている。

ヒュームによれば、「高貴な技芸」の最大の奨励因は、競争心、次いで賞賛と栄光である。「古代人によって私たちに残された範型がおよそ200年前にすべての技芸を生みだし、ヨーロッパのあらゆる地方において技芸の進歩を力強く推し進めた。」だがどうして古代ローマ人の間で同じ現象が生じなかったの

30) 「私たちの近代の教育と習慣は古代にもまして人間性と温和〔中庸〕を注入している。」(「市民的自由について」) p. 162. cf. p. 223.

31) pp. 192-3.

であろうか。詩についてはホメロスとヴェルギリウスが賞賛を独占していたからである。最高度の技芸の範型がすでに存在するとき、青年はおよそはかりにかからないと思ひ、あらゆる卓越の源泉である競争心をくじかれる。したがって「名誉の席」が全て独占されているときは、すでに奨励因はないのである。したがってまた「技芸を余りにも完成した状態でかれらの隣人から輸入することは、いかなる国民にとっても利益ではないであろう。これは競争心を消滅させ、高邁な若者の熱意を鎮める。」³²⁾

III

以上でヒュームの「学問・技芸論」の内容を詳しくみたのであるが、これが文明社会史論とよばれてよい論説であることはすでに明らかであろう。「技芸と科学の興隆と進歩」というテーマはヒュームにおいては他ならず文明社会の発展の問題であった。すでに知ったように、共和政体がその本性から必然的に法を生み、法から安全が、安全から好奇心が生じ、学問・技芸が興隆する。この限りでは君主政体の劣性は決定的である。しかも学問・技芸の発展は、商業・政策で結合された多数の隣接する独立国家に最も好都合な土壌をみいだすのであるが、しかしそれらの移植はどこにでも可能である。そして科学は共和国で最も発展し、奢侈の技芸は開明君主国で最も発展する。こうして文明社会は、政体の差異にもかかわらず拡大して行く。政体、法、安全、商業、交通などが文明の発展の制度的要因であるとすれば、その原動力は好奇心、競争心であろうが、ヒュームは後者の考察には余力を注がない。『人間本性論』の著者にとってそれは自明のことなのであろう。技芸 arts の取扱いも、それが産業技術を示す意味で用いられているところでも、その予想する労働・勤勉という主体的要因に考察は及ぼされていない³³⁾。さらに確立された原理はわずかに四

32) pp. 195-6.

33) 周知のように『政治論集』の経済論説ではインダストリ⇔奢侈＝農工分業の拡大という形で社会の発展に背骨が与えられる。とくに小林昇『経済学の形成時代』1961. 未来社、第一、二章を参照。

つにすぎず、史実の動員も貧弱である³⁴⁾。にもかかわらず、実証可能な限り史実を利用して原理を確立し、その原理によって現状を批判するというヒュームのアプローチの仕方は注目に値するであろう。そして行論の途中で断片的にふれえたように、ここに自ずからヒュームの価値理念としての文明社会（市民社会）像が結像する。

絶対君主政批判、中国の緩慢な進歩と学問・技芸の衰退原因の指摘から読みとりうるのはヒュームの独占批判＝自由競争支持であった。絶対君主政における従属的為政者の権力独占＝抑圧は、臣民を隷従に貶しめ、学問・技芸の芽を摘むばかりか、専政支配下にある人民は「あえて生活必需品を豊富かつ安全に享受することを要求しようとさえしない。」³⁵⁾ 野蛮な君主政の広範な専政は一切の改善を阻むのであった。孔子の権威・独占は、中国の学問・技芸の進歩の緩慢さの一理由であった。また一国である種の技芸が完成に到達するや、それが衰退する理由は「名誉の席」が独占されているからであった。

逆に独占＝権力・権威の全面支配に対立する諸要因、すなわち法の支配＝法による権力の制限・バランス、独立国家の交通・通商、自由と競争等が、発展を支える要因であって、こうした要因の結合のうちにヒュームの価値理念としての文明世界像を読みとってよいであろう。そしてそれは行論の途中でふれたように、諸独立国家の商業と政策による結合体としてのヨーロッパ文明世界の発展という立論に集約されるであろう。ではヒュームはヨーロッパの現状をどうみたであろうか。今少し具体的にヒュームの考えを知るためには、『道徳・政治論集』の他の論説にふれる必要がある。

すでに知ったように、ヒュームは、開明君主政に学問・技芸の定着をみとめただけでなく、奢侈を含むあらゆる洗練の技芸を開明君主政に最も適格的としていた。「市民的自由について」³⁶⁾と題する論説ではヒュームは商業も君主政

34) こういいうるのはもちろん「学問・技芸論」に限ってのことであり、『道徳・政治論集』全体に分散された原理と史実は豊富である。

35) p. 179.

36) *Of Civil Liberty*, テキストは注 4) と同じ。

に定着すること認め、「すべての種類の政府が近代には改善されるけれども、しかし君主政体こそ完成に向って最大の発展をとげたと思われる」とまでいう。

ヒュームによれば、すでに法の支配が行なわれている開明君主国は「おどろくべき程度に、秩序、方法、および不変性に敏感」となっており、「財産はここでは安全である。産業活動は奨励されている。技芸は繁んである。そして君主は、子供たちのなかでの父のように、かれの臣民のあいだで安全に暮らしている。」³⁷⁾ しかし君主政体は政体の本性に内在する限界がある。「フランスの商業に関して最近いだかれた大きな嫉妬」は「商業は自由な政体以外には繁栄できない」という格率を疑問にさらし、「絶対君主の臣民は学問においてと同じく、商業においても私たちの対抗者になりうることを証明すると思われる」のではあるが³⁸⁾、絶対政府のもとでは、商業は名誉でないゆえに衰退しがちとなる。「諸階級の従属が君主政の支持には絶対に不可欠である。出生、称号、および地位が、勤勉と富以上に贅えられなければならない。そしてこうした観念が支配するあいだに、すべてのかなりの商人 (traders) は、特権と名誉が結びつけられている就業部門のあるものを購入するために、かれらの商業を投げだすように誘われるのである。」³⁹⁾

この買官制に加えてフランスには徴税体系上での失政がある。すなわち「純粹君主政の最も完全なモデルであるフランスにおいて生じている最大の失政は、租税の数や重さから生じているのではなく……高価で不平等、恣意的、かつ複雑な課税方法から生じているのであって、それによって貧民、とくに小農民と農業者の勤勉が、大いにくじかれており、農業は乞食的で奴隸的な就業部門とならしめられている。」この失政=抑圧は「君主政の真の支柱」たる貴族の利益とならず、むしろ貴族はその主な損失者である。「この抑圧は、かれらの財産を破壊し、かれらの小作人を乞食たらしめる。……それによる唯一の利得者はフィナンシェ、すなわち、貴族と全王国にとりどちらかといえば憎むべき種

37) p. 161.

38) p. 106.

39) *Ibid.*

類の人間である。」⁴⁰⁾ ヒュームはこれを「改善の源泉」とみ、上からの近代化に期待をかけている⁴¹⁾。君主政体に政体の本性に由来する限界をみつつも、近代——その画期はローマ帝国の滅亡後の野蛮の時代からの文明の復活の時代としてのルネサンスと考えられている⁴²⁾——における君主国の急速な政治・経済・文化上での発展をふまえて、少くとも開明君主国フランスにヒュームは期待するところがあった。

ではイギリス自身についてはどうであろうか。もとよりイギリスの自由と繁栄を賛美しただけではなく、『道徳・政治論集』のヒュームは、時代のかかえている種々の問題——言論・出版の自由、議会の独立、政体のバランス、政党、市民的自由——を論じつつ、イギリスの直面している不都合にも鋭いメスをふるっている。しかしこれらの時論的エッセイは再版毎に削除と加筆がなされており、慎重な分析を要するものであって⁴³⁾、ここでは、イギリスのかかえているおそらく最大の不都合とヒュームがみた、国家財政の調達方法としての公債問題への言及に注目するにとどめる。

ヒュームによれば、開明君主政が解決すべき徴税請負制をもつものに対して、自由な政体は墮落の源泉として公債をもつ。公債の累積によって「租税はやがて全く耐えがたくなり、また国家の全財産が公衆の手中に握られてしまう。」オランダ人はそれによって破滅した。「絶対君主もまた借金をしてきた。しかし絶対君主は好むときに破産できるので、かれの人民はかれの借金によっては決して抑圧されない。」ところが「民主政体では人民、および主として高い職務をもつ人びとが一般に公信用の供与者であって、国家がこの救済策を用いるのは困難である。しかしながらそれはしばしば必要となり、つねに過酷で野蛮である。」しかもヒュームによれば、これは「とくに現時の状況では、私たち

40) p. 162.

41) *Ibid.*

42) p. 158, 195.

43) 大野精三郎『歴史家ヒュームとその社会哲学』1977、岩波書店、とくにⅡの第三章、D. Forbes, *Hume's Philosophical Politics*, Cambridge U. P. 1975. 及び田中敏弘前掲論文を参照されたい。

自身の政体をほとんど脅かす不都合」であって、「公財政が不足すれば、租税の増大によって、あるいはなお悪いことに、私たちの公的な防衛不能によって、私たちは私たちのまさに自由を呪い、私たちをとりまいてるすべての諸国民と同じ隷従を願うように」なりかねない。そうならないようにイギリスは公財政の節約を増大させねばならない⁴⁴⁾。

こうしてヨーロッパ主義者ヒュームは、政治的には、「自由なまた絶対的な政体が、対外的および国内的運営の双方において、善に向う大変化をこうむった⁴⁵⁾」という大局的認識に立ちつつも、国際政治上では、バランス・オブ・パワーと、商業・外交による交通の発展→相互理解に、また内政上ではことにイギリスの公債問題の解決とフランスの絶対主義徴税機構の改革に期待するという立場を押しだしているのである。

『道徳・政治論集』のとくに「学問・技芸論」、(次いで「市民的自由について」)で素描された文明社会史論は、すでに知ったように、そのテーマに即して政体の比較論をベースにして、文明社会の総体的構造—変動の理論を展望するものであった。そこでは示唆されるだけにとどまった勤勉、奢侈、商業、租税、公債等の論点は、『道徳・政治論集』の方法意識を継承した『政治論集』(1752)の経済論説において、経済学の視角から独立したテーマとして論じられるに到る。すでに前者に存在した専政・独占批判=自由・競争支持、奴隷制批判、Artsの輸入等のモチーフも後者では、経済学のベースで限定され具体化されて捉え直される。そして前者の文明社会史論は本格的な史論としての『イギリス史』(1754-62)に適用・継承されて、結実する⁴⁶⁾。その意味では、とくに「学問・技芸論」は豊かな成果をはらむものであった。

(1978年6月)

44) 以上、引用は pp. 162-3.

45) p. 160.

46) 『イギリス史』については、前掲大野、Forbes 両氏の研究を参照されたい。